次



大津市公報

目

平成 27 年 4 月 1 日 号 外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

	規	則		
69	大津市子ども・子	育て支援法施行細則.		1
70	大津市子ども・子	育て支援法附則第6	条第4項の規定による費用の徴収に関する規則	27
71	大津市幼保連携型	認定こども園の認可の	の手続等に関する規則	31
72	大津市立幼稚園保	育料等に関する規則.		38
73	大津市補助金等交	付規則の一部を改正っ	する規則	43
74	大津市児童福祉施	設の認可の手続等に「	関する規則の一部を改正する規則	43
75	大津市立保育所の	管理運営に関する規則	則の一部を改正する規則	50
76	大津市子育て総合	支援センターの管理法	運営に関する規則の一部を改正する規則	51
77	大津市介護保険条	例等施行規則の一部を	を改正する規則	51
78	大津市民会館の管	理運営に関する規則の	の一部を改正する規則	52

規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(保育認定事由等)
- 第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、64時間とする。
- 2 府令第1条第10号の市町村が認める事由は、次に掲げる事由とする。

府令第1条第4号に規定する同居の親族以外の親族を常時介護又は看護していること。

身体若しくは精神に障害を有し、又は障害を有するおそれがある小学校就学前子どもであって、その者の 発達を保障するため、特定教育・保育施設における保育が必要と市長が認めるものを監護していること。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待に類する行為を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

(支給認定申請書等)

- 第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 法第20条第4項の支給認定証は、様式第2号のとおりとする。 (府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由に係る保育必要量)
- 第4条 府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由に係る保育必要量は、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)とする。

(支給認定の有効期間)

- 第5条 府令第8条第4号口の市町村が定める期間は、90日とする。
- 2 府令第8条第6号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業が 終了する日の属する月の末日までとする。
- 3 府令第8条第7号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に 達するまでとする。
- 4 府令第8条第12号の市町村が定める期間は、次に掲げる期間のいずれか短い期間とする。 効力発生日から小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日まで

効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日まで

5 府令第8条第13号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の 前日までとする。

(現況届)

- 第6条 府令第9条第1項の届書は、保育認定事由現況届出書(様式第3号)によるものとする。 (支給認定変更申請書)
- 第7条 府令第11条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書(様式第4号) によるものとする。

(支給認定内容変更届書)

- 第8条 府令第15条第1項の届書は、支給認定内容変更届出書(様式第5号)によるものとする。 (支給認定証再交付申請書)
- 第9条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第6号)によるものとする。 (特例施設型給付費の額等)
- 第10条 法第28条第2項第1号に規定する特例施設型給付費の額及び法第30条第2項第1号に規定する特例地域型保育給付費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。 (利用者負担額)
- 第11条 法第27条第3項第2号、法第28条第2項各号及び法第30条第2項第2号の政令で定める額を限度として 市町村が定める額(法第27条第3項第2号及び法第28条第2項第1号の場合にあっては、法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者に係る額に限る。)は、別表第1 により算定した額とする。
- 2 法第27条第3項第2号、法第28条第2項第1号、法第29条第3項第2号並びに法第30条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を限度として市町村が定める額(法第27条第3項第2号及び法第28条第2項第1号の場合にあっては、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者に係る額に限る。)は、別表第2により算定した額とする。

(特定教育・保育施設の確認申請書)

- 第12条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第7号)によるものとする。 (特定教育・保育施設の確認の変更申請書)
- 第13条 府令第31条の申請書は、特定教育・保育施設利用定員増加申請書(様式第8号)によるものとする。 (特定教育・保育施設の変更の届出等)
- 第14条 法第35条第1項の規定による届出は、特定教育・保育施設確認内容変更届出書(様式第9号)により行わなければならない。
- 2 府令第34条の書類は、特定教育・保育施設利用定員減少届出書(様式第10号)によるものとする。 (特定教育・保育施設の確認の辞退)
- 第15条 法第36条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設確認辞退書(様式第11号)により行わなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認申請書)

- 第16条 府令第39条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第12号)によるものとする。 (特定地域型保育事業者の確認の変更申請書)
- 第17条 府令第40条の申請書は、特定地域型保育事業者利用定員増加申請書(様式第13号)によるものとする。 (特定地域型保育事業者の変更の届出等)
- 第18条 法第47条第1項の規定による届出は、特定地域型保育事業者確認内容変更届出書(様式第14号)により 行わなければならない。
- 2 府令第41条第3項において準用する府令第34条の書類は、特定地域型保育事業者利用定員減少届出書(様式 第15号)によるものとする。

(特定地域型保育事業者の確認の辞退)

- 第19条 法第48条の規定による確認の辞退は、特定地域型保育事業者確認辞退書(様式第16号)により行わなければならない。
 - (業務管理体制の整備に関する事項の届書等)
- 第20条 府令第46条第1項の届書は、業務管理体制届出書(様式第17号)によるものとする。
- 2 法第55条第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書(様式第18号)により行わなければならない。 (その他)
- 第21条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 法附則第9条第1項第1号口、第2号イ 及び口 並びに第3号イ 及び口 の市町村が定める額は、それ ぞれこれらの規定による差額とする。
- 3 法附則第9条第1項第2号イ に掲げる額は、同号イ の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。
- 4 第11条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「法第27条第3項第2号、法第28条第2項各号及び法第30条第2項第2号」とあるのは「法第28条第2項第3号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ及びロ 並びに第3号イ 」と、「法第27条第3項第2号及び法第28条第2項第1号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ 」とする。
- 5 特定地域型保育を受けた小学校就学前子どもの支給認定保護者に係る法第29条第3項第2号並びに法第30条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を限度として市町村が定める額は、第11条第2項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表により算定した額とする。
- 6 本市が設置する幼稚園から特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育を受けた小学校就学前子どもの支給認定保護者に係る別表第1の規定の適用については、平成27年度及び平成28年度に限り、同表中「4,700円」とあるのは「4,200円」と、「6,200円」とあるのは「5,600円」と、「9,400円」、「12,000円」及び「15,000円」とあるのは「8,500円」とする。

附則別表(附則第5項関係)

士公	認定保護者の税額等による階		下段(負担金の額()書は、給	類(月額) 食の提供がない	場合		
屋区			保育標準時間			保育短時間		
		3 歳未満児	3 歳未満児 3 歳児 4 歳以上児			3 歳児	4歳以上児	
Α	特定教育・保育等があった月 において被保護者又は里親で ある支給認定保護者	0円 (0円)		0円 (0円)	0円(0円)	0円(0円		
B 1	A階層を除き、特定教するのた月の属等がありた。 育等がも月の属等がありまでの表所で教育を移行を別にあるでは、 月が4月ではいての表にでいる。 であるにがはいている。 でおいての表にでいる。 ではいてがはいるにがはいるにがはにいる。 ではいるではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0円 (0円)		0円 (0円)	0円(0円)		0円 (0円)	
B 2	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	1,100円 (900円)		900円 (700円)	1,100円 (900円)		900円 (700円)	
C 1	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	5,500円 (4,400円)		4,000円 (3,200円)	5,500円 (4,400円)		4,000円 (3,200円)	
C 2	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	11,100円 (9,000円)		8,000円 (6,500円)	11,000円 (8,900円)		7,900円 (6,400円)	

D 1	A階層を除 き、特定教	48,600円未満	12,900円 (10,400円)		9,800円 (7,900円)	12,700円 (10,300円)		9,700円 (7,900円)
D 2	育・保育等 があった月 の属する年	48,600円以上 57,400円未満	15,500円 (12,600円)		12,400円 (10,000円)	15,300円 (12,400円)		12,200円 (9,900円)
D 3	度の市町村 民税所得割	57,400円以上 84,400円未満	19,000円 (15,300円)		16,100円 (13,100円)	18,700円 (15,100円)		15,900円 (12,900円)
D 4	合算額の区 分が、次の 区分に該当	84,400円以上 97,000円未満	24,700円 (20,000円)		22,000円 (17,900円)	24,300円 (19,700円)		21,700円 (17,600円)
D 5	する支給認 定保護者	97,000円以上 122,500円未満	28,500円 (23,100円)	27,200円 (22,100円)	24,500円 (19,900円)	28,100円 (22,800円)	26,800円 (21,700円)	24,200円 (19,600円)
D 6		122,500円以上 147,300円未満	33,000円 (26,700円)			32,500円 (26,300円)		
D 7		147,300円以上 169,000円未満	37,000円 (30,100円)	28,200円 (22,900円)		36,400円 (29,600円)	27,800円 (22,500円)	
D 8		169,000円以上 223,600円未満	44,500円 (36,200円)	29,000円 (23,500円)		43,800円 (35,600円)	28,500円 (23,100円)	
D 9		223,600円以上 301,000円未満	47,300円 (38,400円)			46,500円 (37,800円)		
D 10		301,000円以上 332,200円未満	49,800円 (40,400円)			49,000円 (39,800円)		
D 11		332,200円以上 397,000円未満	53,000円 (43,100円)			52,100円 (42,400円)		
D 12		397,000円以上	63,600円 (51,700円)			62,600円 (50,900円)		

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。
- 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 5 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額(次項において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。

府令第56条各号に定める事由に該当するとき。

支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。

- 6 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号ロ又は八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては基本利用者負担額(前項の規定の適用を受ける場合にあっては変更後の階層に係る利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては0とする。
- 7 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、25日を基礎として 利用者負担額を日割り計算する。
- 8 前2項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第1(第11条関係)

	支給認定保護者の税額等に。	よる階層区分	負担金の額(月額)
А	特定教育・保育等があった月において被保護 保護者	養者又は養育里親等である支給認定	0円
В	A階層を除き、特定教育・保育等があった月があった月が4月から8月までの場合にあって同じ。)において市町村民税非課税世帯に	っては、前年度。以下この表におい	0円
C 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月 課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯 者等に該当する場合に限る。)		0円
C 2	A階層を除き、特定教育・保育等があった月 課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯 者等に該当する場合を除く。)		1,800円
D 1	A階層を除き、特定教育・保育等があった	10,001円未満	4,700円
D 2	月の属する年度の市町村民税所得割合算額 の区分が、次の区分に該当する支給認定保	10,001円以上20,001円未満	6,200円
D 3	護者	20,001円以上77,101円未満	9,400円
D 4		77,101円以上211,201円未満	12,000円
D 5		211,201円以上	15,000円

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 3 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額(次項において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。

府令第56条各号に定める事由に該当するとき。

支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。

- 4 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号イ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては基本利用者負担額(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、変更後の階層に係る利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては0とする。
- 5 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、20日を基礎として 利用者負担額を日割り計算する。
- 6 前2項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 7 法第28条第2項第3号の政令で定める額を限度として市町村が定める額を算定する場合におけるこの表の規定の適用については、この表中「被保護者又は養育里親等」とあるのは「被保護者又は里親」と、「第14条第1号イ」とあるのは「第14条第1号ロ」と、「同条第2号イ、ロ又は八」とあるのは「同条第2号八」とする。

別表第2(第11条関係)

					負担金の額	顛(月額)		
支給 層区)税額等による階		保育標準時間			保育短時間	
			3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
Α		保育等があった月 呆護者又は里親で 定保護者	0 円		0円	0円		0 Р
В 1	育等がある。 有等が定4からである。 がある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で	きた・ら で用な に に に に に に に に に に に に に	0 円		0円	0円		0 F
B 2	育等があった において市時 帯に属する (当該世帯を	き、特定教育・保 た月の属する年度 町村民税非課税 支給認定保護のい を構成する該当す く。)	1,300円		1,000円	1,300円		1,000F
C 1	育等があった において均 に属する支統 該世帯を構成	き、特定教育・保 た月の属すの 等割のみ課 発認定保護者 がする者のいずれ 者等に該当する場)	6,600円		4,700円	6,500円		4,700
C 2	育等があった において均 に属する支統 該世帯を構成	き、特定教育・保 た月の属する年度 等割のみ課養者世帯 給認定保護者(当 成する者のいずれ 者等に該当する場	13,300円		9,500円	13,100円		9,400[
D 1	A階層を除 き、特定教	48,600円未満	15,400円		11,700円	15,200円		11,600
D 2	育・保育等 があった月 の属する年	48,600円以上 57,400円未満	18,600円		14,800円	18,300円	14,600	
D 3	度の市町村民税所得割	57,400円以上 84,400円未満	22,700円		19,300円	22,400円		19,000
D 4	合算額の区分が、次の	84,400円以上 97,000円未満	29,600円		26,400円	29,100円		26,000
D 5	区分に該当 する支給認 定保護者	97,000円以上 122,500円未満	34,200円	32,600円	29,400円	33,700円	32,100円	29,000
D 6	人	122,500円以上 147,300円未満	39,500円			38,900円		
D 7		147,300円以上 169,000円未満	44,400円	33,800円		43,700円	33,300円	
D 8		169,000円以上 223,600円未満	53,400円	34,700円		52,500円	34,200円	
D 9		223,600円以上 301,000円未満	56,700円			55,800円		
D 10		301,000円以上 332,200円未満	59,700円			58,700円		
D 11		332,200円以上 397,000円未満	63,600円			62,600円		
D 12		397,000円以上	76,300円			75,100円		

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。
- 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 5 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額(次項において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。

府令第56条各号に定める事由に該当するとき。

支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。

- 6 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号ロ又は八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては基本利用者負担額(前項の規定の適用を受ける場合にあっては変更後の階層に係る利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあっては0とする。
- 7 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、25日を基礎として利用者負担額を日割り計算する。
- 8 前2項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

樣式第1号(第3条関係)

(表)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

	(住所)				(氏名)		
/n +# +/						ED	
保護者					(自宅)		
	(年1月1日現在)大津	市内の住目	無	(父携帯電話)			
申請児童	(氏名)	性 別	生年月日		(母携帯電話)		
中 萌 沈 里 	(第 子)	男・女	年 月 [3	障害者手帳の有無	有・無	
保育の希望 の有無()	有:保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等との併願を含む。)(0歳以上)						
0 H ## ()	無:幼稚園等の利用を希望	する場合	合(満3歳以上))			

- ()・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、 事業所内保育をいいます。
 - ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
 - ・上で「有」を で囲んだ場合は全て記入し、「無」を で囲んだ場合は、 以外全てに必要事項を御 記入ください。

世帯の状況(続柄は、申請児童からみた続柄を御記入ください。)

	続柄	氏名	生年月日	年齢	就労	就労就労先・学校等の名称・連絡			障害手帳
同居している			年 月 日		有・無				有・無
親族を									
含む全 世帯員									
生活保護の受 給の有無 受給無し・ 受給有り(年 月 日開始)						à)			
	· 华	ひとり親	家庭・左記り	以外					
家庭の	1八 /兀	大津市福	祉子ども部子どもヌ	家庭課に	て申請済	年 年	月 日)	申請	未

利用を希望する期間・曜日・時間

希望する期間	年 月	日から	小学校就				
布置りる期间			年	月	日まで		
希望の曜日	曜日から	曜日まで(土曜	曜日保育の理由) 就分	労 就労し	以外	
希望の利用時	保育短時間利用(8)	時間まで)	(詳細)	時	分から	時	分まで
間区分()	保育標準時間利用(11時間まで)	(詳細)	時	分から	時	分まで

()利用時間区分は、保護者の就労時間・状況等を支給認定基準に照らし合わせ、最終的に大津市が決定します。よって、区分は希望と異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

市受付印

(裏)

保育の利用を必要とする理由

保育が必要な 理由	父	就労 疾病 その他(・障害)	介護等	災害復旧	求職活動	就学	
	母	就労 妊娠 就学 その	・出産 他(疾病・障)	害 介護等	災害復旧	求職活動	
申請時点での申請児童以外	出 产 定	無有	(年 月	日出産予2	定)		
の出産	出産後	育休復帰	父親	(終了	予定 年	月頃)		
	の予定		母親	(終了	予定 年	月頃)		
		仕事復帰						
		自宅で保育	するためヨ	支給認定証	を返還し、施	段利用を止める	る。	
		その他()		
(就労等の場合)					b:徒歩・バス・)
自宅から主な通 勤手段等		駅を使わないは	易合の手段		:徒歩・バス・	・自転車・車・	その他()
±// 1 FX (3		自宅最寄駅(駅)	までの手段	と: 徒歩・バス・	・自転車・車・	その他 ()
	母	駅を使わないは	易合の手段		: 徒歩・バス・	・自転車・車・	その他 ()
(就労等の場合) 1日の平均通勤	父	平均()時	間 ()分 /	日			
時間(往復)	母	平均()時	間 ()分 /	日			

情報提供の同意

同意書

この申請に係る支給認定に関する事務(利用者負担額の決定を含む。)に必要な範囲において、申請 書及び添付資料に記載されている事項並びに世帯員(同居の親族を含む。)の市町村民税の課税状況に ついて、担当職員が情報の提供を受け、又は照会することに同意します。

この申請書に記載の情報を利用を希望する施設に提供することに同意します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

印

保護者氏名

施設記入欄(施設(事業者)を経由して大津市に提出する場合) 保護者の方は記入しないでください。

受付年月日	年	月	日	施設	(事業	者)	名				
担当者氏名				連	絡		先				
(幼稚園等利 入所契約(内	用希望のみ) 定)の有無	有(契約		内定	(年	月	日契約(内定)))	無

様式第	2 문	(筆 3	冬関係)

-	<i>1</i> ,	∸ ;π	_	
支	z=	=27	ᆓ	=11
×	$m\Box$		ᄯ	ОΠ

支 給 認 定 証 番 号		
児童の氏名及び生年月日	年 月	日 生
保護者の氏名及び生年月日	年 月	日 生
居 住 地		
支 給 認 定 区 分	法第19条第 1 項第 号該当	
保育 必要量		
保育を必要とする事由		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	交付	
	大津市長	ED

樣式第3号(第6条関係)

保育認定事由現況届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、保育認定に係る事由の現況を届け出ます。

	(住所	(住所))		印	
保護者		生年月日 年			月	日		
				連	絡先			
	続柄	氏名	生年月日	年齢	性別	利用施設	保育	の必要量
児童					男・女	保育		育標準時間
	支給認定証番号					保育	育短時間	

[「]続柄欄」には保護者との続柄を記載してください。

届出事項

続柄	保育の利用を必要とする事由及びその現況											
	就労 疾病・障害 その他((具体的な状況)	介護等	災害復旧	求職活動	就学	育休) ———————————————————————————————————						
	就労 疾病・障害 その他((具体的な状況)	介護等	災害復旧	求職活動	就学	育休) 						

[「]続柄欄」には児童からみた続柄を記載し、現況がわかる資料を添付してください。

樣式第4号(第7条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の変更を申請します。

	(住所)			(氏名)						רח
										印
保護者				生年人	月日		年	月	日	
				連絡	先					
	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者の	との続柄	支	給認定	証番号	}
児童				男・女						

変更申請に係る事項

	変更後の内容						
支 給 認 定 区 分	第1号該当 (満3歳以上の児童で、幼稚園等の利用を希望) 第2号該当 (満3歳以上の児童で、保育所等の利用を希望) 第3号該当 (満3歳未満の児童で、保育所等の利用を希望)						
保育を必要とする時間	時 分から 時 分まで(保育標準時間・保育短時間)						
支給認定の有効期間	小学校就学まで 年 月 日から 年 月 日まで						
利用者負担額に関する事項							
変更を必要とする理由							

変更が必要な事項について記載し、変更を必要とする理由がわかる資料を添付してください。

樣式第5号(第8条関係)

支給認定内容変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の内容に変更が生じましたので、次のとおり届け出ます。

	(住所)			(氏名)						<u></u>
										ED
保護者				生年人	月日		年	月	日	
				連絡	先					
	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者の	との続柄	支	給認定	証番号	<u>=</u>
児童				男・女						

届出に係る事項

亦五	1. 大事语	変更の内容						
发更 (した事項	変更前	変更後					
保護者に関する事項	氏名 住所 連絡先							
児童に関する事項	氏名 住所 保護者との続柄							

備考

変更した事項について記載し、変更したことがわかる書類を添付してください。

様式第	6 문	(笙 9	冬閉係	١
17K .L.\; 717	U -	(>=>)	カマリチリカバ	•

支給認定証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

	(住所)			(氏名)						
										印
保護者				生年	月日		年	月	日	
				連絡	先					
	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者	との続柄	支	給認定	証番号	=
児童				男・女						

再交付を必要とする理由

紛失 破損・汚損 その他()

申請理由が破損・汚損の場合は支給認定証を添付してください。

印

年 月 日

样式筆	7 문	´第12条関係)	

(宛先)

大津市長

所 在 地

申請者(設置者) 名 称

代表者氏名

特定教育・保育施設確認申請書

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

	名 称								
施設の名称及び所在地	所在地								
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども	責							
代表者の職名、生年月	職名				生年月日		年	月	日
日及び住所	住所								
開始予定年月日	年	月	日						
	・法第19条第	1 項第 1	号該当の小学校	き就	学前子ども	人			
	・法第19条第	1 項第 2	号該当の小学校	就	学前子ども	人			
 利用定員	・法第19条第	1 項第 3	号該当の小学校	就	学前子ども				
	満1歳以	上の者				人			
	満1歳未	満の者				人			
	氏 名				生年月日		年	月	B
月日及び住所	住 所								
添付書類			受法施行規則第2 I項を記載した書			ー 第6号ま ⁻	で及び	·第 9 ·	号から第

大 津 市 公 報

樣式第8号(第13条関係)

年 月 日

印

(宛先)

大津市長

所 在 地

申請者(設置者) 名 称

代表者氏名

特定教育・保育施設利用定員増加申請書

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定により次のとおり申請します。

	名 称				
施設の名称及び所在地	所在地				
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園				
 代表者の職名、生年月	職名	生年月日	年	月	日
日及び住所	住所				
	・法第19条第1項第1号該当の小学校就	(学前子ども	人		
	・法第19条第 1 項第 2 号該当の小学校就	(学前子ども	人		
増加後利用定員	・法第19条第 1 項第 3 号該当の小学校就	(学前子ども			
	満1歳以上の者		人		
	満 1 歳未満の者		人		
变更予定年月日	年 月 日				
定員を増加しようと する理由					
添付書類	・建物の平面図(各室の用途を明示した ・従業者の勤務の体制及び勤務形態を記	-	備の概要を記	載した	書類

囙

樣式第9号(第14条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

特定教育・保育施設確認内容変更届出書

確認を受けた内容に変更があったので、子ども・子育て支援法第35条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る施設の名称及び	名	称							
所在地	所	在地							
変更した事項									
変更した内容	変更前								
Q Q O IC γ J G	变更後								
変更年月日		1	Ŧ	月	日				

備考

- 1 この届出書は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 2 管理者又は役員の変更があったときは、これらの者に係る子ども・子育て支援法施行規則第29条第15号に規定する誓約書を添付してください。その他の事項に変更があった場合についても、変更内容を証する 書類を添付してください。

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

(宛先) 大津市長

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

印

特定教育・保育施設利用定員減少届出書

利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第35条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

	名 称	
施設の名称及び所在地	所在地	
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園	
	・法第19条第1項第1号該当の小学校就学前子ども	人
	・法第19条第1項第2号該当の小学校就学前子ども	人
減少後利用定員	・法第19条第1項第3号該当の小学校就学前子ども	
	満1歳以上の者	人
	満1歳未満の者	人
变更予定年月日	年 月 日	
定員を減少しようと する理由		
現に施設を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置		

備考 この届出書は、定員を減少しようとする日の3月前までに提出してください。

样式第1 ⋅	1문	(第15条関係)	
17K T/2 212		しっちしったほしかし	

(宛先)

大津市長

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

印

特定教育・保育施設確認辞退書

子ども・子育て支援法第36条の規定に基づき特定教育・保育施設に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

	名 称
施設の名称及び所在地	所在地
	幼稚園
施 設 の 種 類	保育所
	認定こども園
辞退予定年月日	年 月 日
辞退しようとする理由	
現に施設を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置	

備考 この辞退書は、辞退しようとする日の3月前までに提出してください。

学学40	(第16条関係)
佐 ひ 手 レー	(弗 10 余 14 1余)

(宛先)

大津市長

住 所

申請者(事業者)(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

ED

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第43条第1項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称及び所	名 称						
在地	所在地						
	家庭的保育	事業					
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	小規模保育	事業(A型 ・ B型	· C型)				
事業の種類	居宅訪問型位	保育事業					
	事業所内保証	育事業					
代表者の職名、生年月	職名		生年月日		年	月	日
日及び住所	住所						
開始予定年月日	年	年 月 日					
利 用 定 員	満1歳以上の	小学校就学前子ども	人(人)			
	満1歳未満の	小学校就学前子ども	人(人)			
管理者の氏名、生年月	氏 名		生年月日		年	月	日
日及び住所	住 所						
連携施設等の名称及び	名 称						
所在地	所在地						
添付書類		育て支援法施行規則第39条 第18号に掲げる事項を記載		第6号ま ⁻	で、第	9号/	から第16

備考 事業所内保育事業の場合の「利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども (地域枠)の定員数を()内に内数として記入してください。

煤式第13号	(第17条関係)
小水エレッカー コン・コー	\

(宛先)

大津市長

住 所

申請者(事業者)(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者利用定員増加申請書

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により次のとおり申請します。

事業所の名称及び所	名 称						
在地	所在地						
	家庭的保育	事業					
事 業 の 種 類	小規模保育	事業(A型 ・ B型	· C型)				
	事業所内保	育事業					
代表者の職名、生年月	職名		生年月日		年	月	日
日及び住所	住所						
増 加 後 利 用 定 員		小学校就学前子ども 小学校就学前子ども	人 (人 (-			
	/III) 1 /0x2/[
変 更 予 定 年 月 日	年	月 日					
定員を増加しようと する理由							
添 付 書 類		図(各室の用途を明示した 務の体制及び勤務形態を記	-	備の概要	を記載	載した	書類

備考 事業所内保育事業の場合の「増加後利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども(地域枠)の定員数を()内に内数として記入してください。

樣式第14号(第18条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者(事業者)(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

EП

特定地域型保育事業者確認内容変更届出書

確認を受けた内容に変更があったので、子ども・子育て支援法第47条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る事 業所の名称及	名	称							
乗所の名称及 び所在地	所	在地							
変更した事項									
変更した内容	変更前								
	変更後								
変更年月日		Í	Ŧ.	月	日				

備考

- 1 この届出書は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 2 管理者又は役員の変更があったときは、これらの者に係る子ども・子育て支援法施行規則第39条第15号に規定する誓約書を添付してください。その他の事項に変更があった場合についても、変更内容を証する 書類を添付してください。

印

樣式第15号(第18条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者(事業者)(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

特定地域型保育事業者利用定員減少届出書

利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第47条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称及び所	名 称
在地	所在地
事 業 の 種 類	家庭的保育事業 小規模保育事業(A型 ・ B型 ・ C型) 事業所内保育事業
減少後利用定員	満 1 歳以上の小学校就学前子ども人(人)満 1 歳未満の小学校就学前子ども人(人)
変更予定年月日	年 月 日
定員を減少しようと する理由	
現に事業を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置	

備考

- 1 この届出書は、定員を減少しようとする日の3月前までに提出してください。
- 2 事業所内保育事業の場合の「減少後利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども(地域枠)の定員数を()内に内数として記入してください。

槎式第1	6문	(第19条関	引(名)
小水 エレッコー	\cup	(//- 3 //- 3	:III

(宛先) 大津市長

住 所

申請者(事業者)(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

ED

特定地域型保育事業者確認辞退書

子ども・子育て支援法第48条の規定に基づき特定地域型保育事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり 届け出ます。

事業所の名称及び所	名 称
在地	所在地
	家庭的保育事業
事業の種類	小規模保育事業(A型 ・ B型 ・ C型)
事業の種類	居宅訪問型保育事業
	事業所内保育事業
辞退予定年月日	年 月 日
辞退しようとする理由	
現に施設を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置	

備考 この辞退書は、辞退しようとする日の3月前までに提出してください。

樣式第17号(第20条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

特定教育・保育提供者(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

ED

業務管理体制届出書

子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

			職	名		生年月日	年	月	日
代	表	者	住	所					
法令	፟ 遵 守 ៎	責任者	氏	名		生年月日	年	月	П
添	付:	書類	(研	確認を受 务執行の	に適合することを確保する けている施設又は事業所の が況の監査の方法の概要 けている施設又は事業所の	数が20以上の	事業者の場合)		

	_			
様式第1	ᅆ	/ ~~~ 1.	7夕月12	`
#\$F T\. 45	$\circ =$	(45)	/ 元 圣门会)

(宛先)

大津市長

住 所

特定教育・保育提供者(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

業務管理体制変更届出書

子ども・子育て支援法第55条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

	設	置者・事業	者の名称・	・事務所所	近在地				
	代表者の氏名・生年月日・住所								
変更した事項	法	令遵守責任	者の氏名・	・生年月日	∃				
	業	務が法令に	適合するこ	ことを確保	呆するための	対程の概要			
	業	務執行の状	況の監査の	D方法					
変更した内容	変更前								
	変更後								
変更年月日		年	月	日					

.....

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則を公布する。 平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)附則第6条第4項の 規定に基づく費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料の額等)

- 第3条 法附則第6条第4項の規定により同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は 扶養義務者(以下「納付義務者」という。)から本市が徴収する費用の額は、別表により算定した額とする。
- 2 市長は、前項の費用の額(以下「保育料」という。)を決定し、又は変更したときは、納付義務者に通知するものとする。

(保育料の納付)

第4条 納付義務者は、その月分の保育料を当該月の末日(その日が休日等(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)であるときは、その日後の最初の休日等でない日)までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第5条 市長は、次に掲げる事由があることにより、納付義務者が保育料を納付することが困難であると認めるときは、納付義務者からの申請に基づき、保育料を減免することができる。

納付義務者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著 しい損失、失業等により著しく減少したとき。

納付義務者(支給認定保護者に限る。)が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。

- 2 納付義務者は、前項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育所保育料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした納付義務者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により保育料の減免の決定を受けた者は、当該減免の決定に係る第1項各号に掲げる事由が消滅したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第6条 この規則に定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(その他)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

支給認定保護者の税額等による階 <u></u> 層区分			保育料の額(月額)								
			保育標準時間		保育短時間						
		3歳未満児 3歳児 4歳以上児			3 歳未満児	4歳以上児					
А	特定教育・保育等があった月 において被保護者又は里親で ある支給認定保護者	0円		0 円	0 円		0 円				

				**				
B 1	育等があった。 育等が表別である。 では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、できる。 では、のでは、できる。 では、のでは、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 できる。	き、保度 ・保度 ・保度 ・保度 ・保度 ・保度 ・保度 ・保度 ・	0円		0 円	0円		0 F
B 2	育等があった において市場 帯に属する (当該世帯を	き、特定教育・保 た月の属する年度 町村民税非課税世 支給認定保護者 を構成する者のい 保護者等に該当す く。)	1,300円		1,000円	1,300円		1,000F
C 1	育等があった において均 に属する支統 該世帯を構成	き、特定教育・保 た月の属する年度 等割のみ課税世帯 給認定保護者(当 成する者のいずれ 者等に該当する場)	6,600円		4,700円	6,500円		4,700
C 2	育等があった において均 に属する支統 該世帯を構成	き、特定教育・保 た月の属する年度 等割のみ課税世帯 給認定保護者(当 成する者のいずれ 者等に該当する場)	13,300円		9,500円	13,100円		9,400
D 1	A 階層を除 き、特定教	48,600円未満	15,400円		11,700円	15,200円		11,600
D 2	育・保育等 があった月 の属する年	48,600円以上 57,400円未満	18,600円		14,800円	18,300円		14,600
D 3	度の市町村 民税所得割	57,400円以上 84,400円未満	22,700円		19,300円	22,400円		19,000
D 4	合算額の区 分が、次の 区分に該当	84,400円以上 97,000円未満	29,600円		26,400円	29,100円		26,000
D 5	する支給認 定保護者	97,000円以上 122,500円未満	34,200円	32,600円	29,400円	33,700円	32,100円	29,000
D 6		122,500円以上 147,300円未満	39,500円			38,900円		
D 7		147,300円以上 169,000円未満	44,400円	33,800円		43,700円	33,300円	
D 8		169,000円以上 223,600円未満	53,400円	34,700円		52,500円	34,200円	
D 9		223,600円以上 301,000円未満	56,700円			55,800円		
D 10		301,000円以上 332,200円未満	59,700円			58,700円		
D 11		332,200円以上 397,000円未満	63,600円			62,600円		
D 12		397,000円以上	76,300円			75,100円		
			I.			L.		

備考

1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び

当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。

- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。
- 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 5 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等による保育を受け、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合における保育料は、当該小学校就学前子どものうち、最年長者である小学校就学前子どもに該当する保育認定子どもにあってはこの表に定める額とし、最年長者に次いで年長者である小学校就学前子どもに該当する保育認定子どもにあってはこの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、これらのいずれにも該当しない保育認定子どもにあっては0とする。
- 6 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、25日を基礎として保育料を日割り計算する。
- 7 前2項の規定により保育料を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

PH 477 144 15	,	**	_	\leftarrow	BB /T	
別記様式	(畢	ה		区1条)

保育所保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名 印

保育料の減免を受けたいので、大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則第5条の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象児童の氏名	生 年 月 日	利用保育所
減免を必要とする理由(原	[因発生日を必ず記載してください。)

.....

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律 第77号。以下「法」という。)に基づく幼保連携型認定こども園の認可の手続等について、法令に定めがある もののほか、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請)

- 第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・ 文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「命令」という。)第15条第1項の認可申請書は、幼保連携型認定こ ども園設置認可申請書(様式第1号)とする。
- 2 前項の申請書には、命令第15条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき作成する指導計画に関する書類

危険発生時対処要領

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園の内容変更の届出)

- 第3条 命令第15条第2項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園内容変更届出書(様式第2号)により 行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請)

第4条 命令第17条の規定による申請は、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の日の6月前までに、幼保連 携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(様式第3号)により行わなければならない。

(設置者変更の認可の申請)

- 第5条 命令第18条の規定による申請は、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の日の1月前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(様式第4号)により行わなければならない。
- 2 前項の申請書には、命令第18条に規定する書類のほか、新たに設置者となろうとする者に係る第2条第2項 各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出)

- 第6条 法第34条第3項の規定により公私連携幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、命令第15条第1項に規定する書類及び第2条第2項各号(第1号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者(設置者)名 称

代表者
印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 目的
- 2 名称及び所在地

名称

所在地

3 定員並びに園地及び園舎の規模及び構造

定員

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども

人人

満3歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども

満3歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地

m²

園舎の構造(造

園舎の延べ床面積

建) ㎡

- 4 開設の時期
- 5 添付書類

園舎の図面(位置図、配置図、平面図及び立面図)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

運営に関する規程(園則)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類

危機発生時対処要領

経費の見積り及び維持方法を記載した書類

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定 こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを 証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

その他市長が必要と認める書類

様式第	2 문	(筆 3	冬閏係	١
17K T/2 212		(>)	カマリチリカバ	,

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

届出者(設置者)名 称

代表者

印

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる事項を変更するので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認可年月日
- 4 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 5 変更理由
- 6 変更予定年月日

	_		
连二二	그 므	7 SS 1	条関係)
47k T.\. 377		\ \ \ \	75 17 176 1

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者(設置者)名 称

代表者

EΠ

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 園児の処置方法
- 5 廃止の期日(休止の場合は、休止の予定期間)
- 6 財産の処分方法 (廃止の場合)

平成 27 年 4 月 1 日	大	津	市	公	報		号外	(第 2	24 号) 3
樣式第4号 (第5条関係)									
			(表)						
幼保証	連携型認定	定こど	も園設	置者	变更認可申請	書	_	_	_
(年	月	日
(宛先) 大津市長									
入津巾长					由語老 (亦)	更前の設置者)	`		
					所在地	文的 () 改直日 /	,		
					名 称				
					代表者				ED
					申請者(変)	更後の設置者〕)		
					所在地				
					名 称				
					代表者				ЕП
					10181				Γl
就学前の子どもに関する教育、保育	等の総合	的な扱	是供の	推進に	関する法律	第17条第 1 項(の規定に	より、	幼保連
携型認定こども園の設置者の変更の認	可を受け	たいの	つで、「	関係書	類を添えて	申請します。			
1 目的									
【変更前】									
【変更後】									
2 名称及び所在地									
【変更前】									
名称									
所在地									
【変更後】									
名称									
所在地									
3 定員並びに園地及び園舎の規模及	び構造								
【変更前】									
定員									
満3歳以上の保育を必要とする	子ども				人				
満3歳以上の保育を必要とする	子ども以	外の子	ヹ゚ヹも		人				
満3歳未満の保育を必要とする	子ども				人				
園地及び園舎の規模及び構造									
園地		m²							
園舎の構造 (造		建))						
園舎の延べ床面積		m²							
【変更後】									
定員									
満 3 歳以上の保育を必要とする					人				
満3歳以上の保育を必要とする		外の子	ヹ゚ヹも		人				
満3歳未満の保育を必要とする	子ども				人				
園地及び園舎の規模及び構造									

m²

建)

m²

造

園地

園舎の構造(

園舎の延べ床面積

号外(第24号)

(裏)

- 4 変更の理由
- 5 変更の時期
- 6 添付書類

園舎の図面(位置図、配置図、平面図及び立面図)(変更前及び変更後)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類(変更前及び変更後)

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類(変更後)

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類(変更後)

申請者の寄附行為又は定款(変更後)

運営に関する規程(園則)(変更前及び変更後)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類(変更後)

危機発生時対処要領(変更後)

経費の見積り及び維持方法を記載した書類(変更前及び変更後)

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定 こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを 証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書 その他市長が必要と認める書類 樣式第5号(第6条関係)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

届出者(設置者)名 称

代表者 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置について、次のとおり届け出ます。

- 1 目的
- 2 名称及び所在地

名称

所在地

3 定員並びに園地及び園舎の規模及び構造

定員

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども

満3歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満3歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地 m²

園舎の構造(造 建)

園舎の延べ床面積 ㎡

- 4 開設の時期
- 5 添付書類

園舎の図面(位置図、配置図、平面図及び立面図)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

運営に関する規程(園則)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類

危機発生時対処要領

経費の見積り及び維持方法を記載した書類

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定 こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを 証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

.....

大津市立幼稚園保育料等に関する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第72号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則(昭和48年規則第41号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市立幼稚園保育料等に関する条例(平成27年条例第10号。以下「条例」という。)の 規定に基づく保育料及び預かり保育料の徴収並びに大津市立比叡平幼稚園における給食の提供について、必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(保育料の額等)

第3条 条例第3条の規定により規則で定める額は、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

特定教育・保育(教育に限る。以下この号及び次号において同じ。)を受ける者(次号に掲げる者を除く。) 法附則第9条第1項第1号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロの市町村が定める額として大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号。以下「規則」という。)附則第2項に規定する額の合計額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該特定教育・保育に要した費用の額)

法第28条第1項第1号の規定の適用を受ける者 法附則第9条第1項第2号イ の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イ の市町村が定める額として規則附則第2項に規定する額の合計額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該特定教育・保育に要した費用の額)

特別利用教育を受ける者 法第28条第2項第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)

(保育料の納付)

- 第4条 支給認定保護者は、その月分の保育料(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定により施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。)が支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあっては、当該施設型給付費の額を除く。)を当該月の10日(4月分の保育料にあってはその末日、月の途中で入園した支給認定子どもに係るその月分の保育料にあっては翌月の10日)(その日が休日等(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)であるときは、その日後の最初の休日等でない日)までに納付しなければならない。
- 2 市長は、特別の事情があるときは、前項の納付期限を変更することができる。 (預かり保育料の納付)
- 第5条 支給認定子どもに子育て支援型預かり保育を受けさせようとする支給認定保護者は、あらかじめ市長の 発行する預かり保育利用券(様式第1号。以下「利用券」という。)を購入し、預かり保育を受けさせる際に これを市長に提出しなければならない。
- 2 利用券を購入した者は、当該利用券を第三者に譲渡してはならない。
- 3 利用券を購入した者は、市長に当該利用券を返却して、その払戻しを受けることができる。
- 4 前項の規定による払戻しを受けようとする者は、預かり保育料払戻し申請書(様式第2号)により、当該支給認定子どもが卒園又は退園した日の属する年度の末日までに市長に申請しなければならない。
- 5 前条の規定は、就労支援型預かり保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者から徴収する預かり保育料について準用する。

(保育料の減免)

- 第6条 条例第3条第2項の特別の事情は、幼稚園における教育を受ける支給認定子どもが、疾病その他の事由により、1月を超えて当該教育の利用を休止する場合とする。
- 2 支給認定保護者は、条例第3条第2項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育料減免申請

書(様式第3号)を支給認定子どもの属する幼稚園の長を経由して市長に提出しなければならない。

- 3 幼稚園の長は、前項の申請書を受理したときは、保育料等の減免に関する副申書を作成し、当該申請書に添付しなければならない。
- 4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした支給認定保護者に通知するものとする。

(給食の提供)

- 第7条 市は、大津市立比叡平幼稚園で教育を受ける支給認定子どもに対し、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望により、給食を提供する。
- 2 前項の規定による給食の提供は、月を単位として行う。
- 3 給食の提供に要する実費に相当する額(以下「給食費」という。)は、支給認定子ども1人当たり、1月につき、3,200円とする。

(給食の申込み)

- 第8条 前条の規定による給食の提供を受けようとする支給認定保護者は、提供を受けようとする月の前月の5日までに、大津市立比叡平幼稚園給食申込書(様式第4号)に給食費を添えて、市長に申し込まなければならない。
- 2 既納の給食費は、還付しない。ただし、申込みに係る月において給食の提供を1度も受けなかった支給認定子どもについては、還付することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

付 貝

この規則は、公布の日から施行する。

樣式第1号(第5条関係)

No.	No .	No .
大津市立幼稚園 預かり保育利用券 (幼稚園控え)	大津市立幼稚園預かり保育利用券 領収書(保護者控え)	大津市立幼稚園預かり保育利用券 (幼稚園提出用) 大津市立 幼稚園
300 円 大津市立 幼稚園 販売日 年月日	上記の金額を領収しました。	<u>利用日 年 月 日</u> <u>保護者名</u> <u>園児名</u>
	収納印	太枠内は必ず御記入ください。 この利用券は、利用の際に幼稚園に提出 してください。 利用券は、第三者に譲渡しないでくださ い。

備考 寸法は、縦7.4センチメートル、横21.0センチメートルとする。

様式第2	2 무 /	笋 5	冬問伛	1

預かり保育料払戻し申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

園 児 氏 名

印 保護者氏名

電話番号

大津市立幼稚園の預かり保育料の払戻しを受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第5条の規定 により、下記のとおり申請します。

記

1 払戻し申請額

円(@300円× 枚)

2 払戻金の振込先

保育料の引き落とし口座

その他の銀行口座

金融機関名		銀行信用領 農協	金庫	支店	
預 金 種 別	普 通	口座番号			
(フリガナ) ロ 座 名 義					

未使用の預かり保育利用券を裏面に添付すること。

	園長確認欄	
大津市立	幼稚園	
園長		ED

平成 27 年 4 月 1 日	大	津	市	公	報	号外(第 24 号) 41
樣式第3号 (第6条関係)							
		保育	料減免	申請書		<i>/</i>	
(宛先)						年月	目 日
大津市長							
					(申請者)		
					住所		
					氏名		ED
大津市立幼稚園の保育料の減免を受け	++-11/	ので	十净古:	六 4h 1 年	周保奈料竿に関する相別等	6 冬の坦	完に FI1
次のとおり理由を証する書類を添えて申			八年11.	¥¥€	因体目が守に関するが別先	の赤の疣	たにより、
対象園児の氏名	生				利用幼稚	害	
対象圏ルの氏石	* +	- /3	Н		不り <i>行</i> 4月作	<u>43</u>	
	- 45 55						
幼稚園の利用を休止する理由及びその	り期間						

様式第 4	4 문	(筆名	冬閏係	١

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申込者 保護者氏名

ED

電話番号

大津市立比叡平幼稚園給食申込書

大津市立比叡平幼稚園の給食の提供を受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

袁	児 氏	名		組名組
利	用	月	年 月分	給食は、月単位の利用としています。

大津市立比叡平幼稚園給食費領収書(保護者控え)

3,200円

上記の金額を 年 月分の給食費として領収しました。

収納印

.....

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。 平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第73号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表保育所整備運営補助金の項を次のように改める。

保育所等整備運営補助金 保育所等の施設整備又は運営に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第2項の表保育所一時預かり事業費補助金の項を次のように改める。

病児保育事業費補助金	民間保育所等が病児保育事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、も って児童の福祉の増進を図ること。
一時預かり事業費補助金	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく一時預かり事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第2項の表民間保育所職員研究活動促進事業費補助金の項中「民間保育所職員研究活動促進事業費補助金」を「保育所等職員研究活動促進事業費補助金」に、「民間保育所が」を「民間保育所等が」に、「入所児童の処遇の向上」を「児童の福祉の増進」に改め、別表第2項の表保育所産休等代替職員設置費補助金の項から保育所用地賃借料補助金の項までを次のように改める。

保育士等人材確保臨時特 例事業費補助金	民間保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育 士等の処遇改善に要する経費の一部を補助することにより保育士等の確保を支 援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
家庭支援推進保育事業費補助金	家庭における日常生活上の基本的な習慣及び態度の図養等に関する支援が必要な保育認定児童が多数入所又は入園している保育所等の設置者に対し、当該保育所等が行う当該支援に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等用地賃借料補助金	保育所等の用に供する土地を賃借して保育所等を設置し、及び運営する場合において、当該土地に係る賃借料の負担が経営を逼迫する状況にあることに鑑み、当該賃借に係る経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第2項の表民間保育所自動体外式除細動器設置補助金の項中「民間保育所自動体外式除細動器設置補助金」を「民間保育所等自動体外式除細動器設置補助金」に、「民間保育所が」を「民間保育所等が」に改め、別表第4項の表地産地消推進事業費補助金の項中「、品質の向上並びに特産品の生産の促進」を「並びに品質の向上等」に改め、別表第5項の表再生資源利用促進事業補助金の項中「再生資源利用促進事業補助金」を「集団資源回収促進事業補助金」に改め、別表第8項の表私立幼稚園保育料補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉施設の認可の手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第74号

大津市児童福祉施設の認可の手続等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉施設の認可の手続等に関する規則(平成21年規則第49号)の一部を次のように改正する。 題名中「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改める。

第1条中「児童福祉施設」の次に「及び家庭的保育事業等(以下「児童福祉施設等」という。)」を加える。 第2条を次のように改める。 (家庭的保育事業等の開始の認可の申請)

- 第2条 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第36条の36第1項の規定による申請は、家庭的保育事業等開始認可申請書(様式第1号)により行わなければならない。
- 2 前項の申請書には、省令第36条の36第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類(居宅訪問型保育事業の開始の認可に係る申請書にあっては、第3号から第7号までに掲げる書類に限る。)を添付しなければならない。

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準じて作成する保育内容に関する書類

法第34条の15第3項第4号に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5条中「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改め、同条を第7条とする。

第4条を削る。

第3条の見出しを「(児童福祉施設等の変更の届出)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、家庭的保育事業等変更届出書(様式第3号)により 行わなければならない。

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(児童福祉施設等の廃止又は休止の承認の申請)

- 第5条 法第34条の15第7項の規定による承認の申請は、家庭的保育事業等の廃止又は休止の日の6月前までに、 家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書(様式第5号)により行わなければならない。
- 2 法第35条第12項の規定による承認の申請は、児童福祉施設の廃止又は休止の日の6月前までに、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(様式第6号)により行わなければならない。

(公私連携型保育所の設置の届出)

- 第6条 法第56条の8第3項の規定により公私連携型保育所を設置しようとする者は、公私連携型保育所設置届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、省令第37条第3項各号に掲げる書類のほか、第3条第2項各号(第1号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

(児童福祉施設の設置の認可の申請)

- 第3条 省令第37条第2項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(様式第2号)により行わなければならない。
- 2 前項の申請書には、省令第37条第3項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類(助産施設又は母子生活支援施設の設置の認可に係る申請書にあっては、第1号から第4号まで及び第7号に掲げる書類に限る。)を添付しなければならない。

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

法第35条第5項第4号に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

家庭的保育事業等開始認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者(事業者)住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

囙

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等を開始したいので、関係書類を添えて申請しま す。

1 名称、種類及び位置

名称

種類

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造(居宅訪問型保育事業の開始の認可の申請の場合は、記載不要)

定員

乳児 人

満3歳未満の幼児

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積 m²

建) 建物の構造(造 m²

建物の延べ床面積

- 3 事業開始の予定年月日
- 4 添付書類(第1号から第4号までに掲げる書類にあっては、居宅訪問型保育事業の開始の認可の申請の場合 を除く。)

建物の図面(位置図、配置図、平面図(各室の面積を記載したもの)及び立面図)

設備及び備品の概要を記載した書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

申請者が法人である場合は、法人格を有することを証する書類

申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為その他の規約

法第34条の15第3項第4号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業開始年度における収支予算書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に準じて作成する保育内容に関する書類

様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「第号」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

樣式第7号(第6条関係)

公私連携型保育所設置届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者(設置者)所在地

名 称

代表者 印

児童福祉法第56条の8第3項の規定により、公私連携型保育所の設置について、次のとおり届け出ます。

1 名称及び位置

名称

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造

定員

乳児 人

満3歳未満の幼児 人

満3歳以上の幼児 人

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積 m^²

建物の構造(造 建)

建物の延べ床面積 m²

- 3 事業開始の予定年月日
- 4 添付書類

建物の図面(位置図、配置図、平面図(各室の面積を記載したもの)及び立面図)

設備及び備品の概要を記載した書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

法人格を有することを証する書類

申請者の定款、寄附行為その他の規約

事業開始年度における収支予算書

児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、「第号」を削り、「(あて先)」を「(宛 先)」に、「申請者」を「届出者」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。 樣式第5号(第5条関係)

家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者(事業者)住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

児童福祉法第34条の15第7項の規定により、家庭的保育事業等の廃止(休止)の承認を受けた いので、次のとおり申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 廃止の期日(休止の予定期間)
- 4 廃止(休止)の理由
- 5 現に保育を受けている児童に対する措置
- 6 財産の処分方法 (廃止の場合)

様式第1号の次に次の2様式を加える。

樣式第2号(第3条関係)

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者(設置者)住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

EП

児童福祉法第35条第4項の規定により、児童福祉施設を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

1 名称、種類及び位置

名称

種類

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造

定員

(保育所の設置の認可の申請の場合は、乳児、満3歳未満の幼児、満3歳以上の幼児の区分ごとの内訳を記すこと。)

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積

建物の構造(造 建)

建物の延べ床面積 m²

- 3 運営の方法(保育所の設置の認可の申請の場合は、記載不要)
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 添付書類 (第11号から第13号までに掲げる書類にあっては、保育所の設置の認可の申請の場合に限る。)

建物の図面(位置図、配置図、平面図(各室の面積を記載したもの)及び立面図)

m²

設備及び備品の概要を記載した書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員(幹部職員を含む。)の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

申請者が法人である場合は、法人格を有することを証する書類

申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為その他の規約

事業開始年度における収支予算書

児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

樣式第3号(第4条関係)

家庭的保育事業等変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者(事業者)住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

ΕD

家庭的保育事業等 の開始の認可事項の変更について、児童福祉法施行規則第36条の36第3項 (第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 認可年月日
- 4 変更内容

区分	変 更 前	変 更 後

- 5 変更理由
- 6 変更予定年月日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第75号

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則(昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第8条」に改める。

第7条を第13条とする。

第6条第3号を次のように改め、同条を第12条とし、第5条を第11条とする。

保育料、延長保育料、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項に規定する費用等の収納取扱い に関すること。

第4条中「午前7時30分から午後5時30分まで」を「午前7時から午後6時まで」に改め、同条を第10条とし、第3条を第9条とし、第2条を第3条とし、同条の次に次の5条を加える。

(保育料の額等)

第4条 条例第4条の規定により規則で定める額は、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

特定教育・保育(保育に限る。)を受ける者 法第27条第3項第1号に掲げる額

特別利用保育を受ける者 法附則第9条第1項第2号ロ の規定により内閣総理大臣が定める基準により 算定した額及び同号ロ の市町村が定める額として大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第 69号)附則第2項に規定する額の合計額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に当該特別利用保育に要した費用の額)

(保育料の納付)

- 第5条 支給認定保護者は、その月分の保育料(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定により施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。)が支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあっては、当該施設型給付費の額を除く。)を当該月の末日(その日が休日等(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)であるときは、その日後の最初の休日等でない日)までに納付しなければならない。(保育料の減免)
- 第6条 条例第4条第2項の特別の事情は、保育所における保育を受ける支給認定子どもが、疾病その他の事由により、1月を超えて当該保育の利用を休止する場合とする。
- 2 支給認定保護者は、条例第4条第2項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育所保育料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした支給認定保護者に通知するものとする。

(準用)

第7条 第5条の規定は、延長保育料の納付について準用する。この場合において、同条中「支給認定保護者」とあるのは「延長保育を受ける児童の保護者」と、「利用者負担額」とあるのは「延長保育料」と読み替えるものとする。

(特別利用保育を受ける場合の給食の提供)

- 第8条 市は、特別利用保育を受ける支給認定子どもに対し、その支給認定保護者の希望により、給食を提供する。
- 2 前項の規定による給食の提供は月を単位として行い、その提供に要する実費に相当する額は支給認定子ども 1人当たり、1月につき、3,200円とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

第13条の次に次の1条を加える。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、保育所の管理運営について必要な事項は、市長が定める。 附則の次に次の1様式を加える。

別記様式	(筆 6	冬悶係	١

保育所保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名

囙

大津市立保育所保育料の減免を受けたいので、大津市立保育所の管理運営に関する規則第6条第2項の規定に より、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象児童の氏名	生 年 月 日	利用保育所				
	1 1 77 a û 77 a 147 77					
保育所の利用を休止する埋	保育所の利用を休止する理由及びその期間					
1						
1						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第76号

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則(平成18年規則第53号)の一部を次のように改正する。 第3条第3項中「午前7時30分から午後5時30分まで」を「午前7時から午後6時まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 首 美

大津市規則第77号

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則(平成18年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40以内」を「50以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第78号

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民会館の管理運営に関する規則(昭和50年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに私立学校法」を「、私立学校法」に、「学校が」を「学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であるものを除く。)が」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。